

職場の受動喫煙防止対策に係る無料説明会のお知らせ (厚生労働省委託事業)

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 東京支部

労働安全衛生法が改正され、 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月から「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりました。今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき、実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められます。

これに合わせて、厚生労働省では、受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。

このたび、その一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、本説明会は厚生労働省から業務委託を受け、東京労働局の全面的な協力を得て、(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部が実施します。御参加の申し込みは平成 27 年 10 月 26 日(月曜日)までに(別紙)受動喫煙防止対策説明会申込書によりコンサルタント会 東京支部 事務局までお願い致します。

記

1. 説明会開催日：平成 27 年 11 月 2 日(月曜日) 13 時 30 分～16 時
受付(13 時 00 分～)
2. 説明会会場： 仏教伝道センタービル 8 F 「和」 (裏面地図参照)
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 3 番 14 号 Tel 03-3455-5851
J R 田町駅西口(三田口) 徒歩 8 分 都営地下鉄三田駅(A9 出口) 徒歩 2 分
3. 対象：事業場の経営者、人事・労務・総務・安全衛生担当者など(先着 120 名様)
4. 説明会の参加費：無料です。(テキスト等も無料)
5. 説明会の内容
 - ① 受動喫煙による健康への有害性
 - ② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備等
 - ③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)、安衛法改正の内容含む。厚生労働省労働基準局安全衛生部担当者が講義予定)
 - ④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介
 - ⑤ 質疑応答
6. 参加要領：裏面の申込書を fax、メールでお送りください。
7. 申込期限：10 月 26 日(月)
申込先 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部
TEL : 03-3453-7393 FAX : 03-3453-7505
e-mail : jashcont@basil.ocn.ne.jp

以上

(裏面の申込書でお申し込み下さい)

(別紙)

ファックス番号 03-3453-7505
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部

職場の受動喫煙防止対策説明会申込書

参加者登録情報

フリガナ お名前			
フリガナ 所属会社			役職
住 所			
TEL		FAX	

説明会参加申込による個人情報、本説明会以外には利用いたしません。

新宿

申込締切り 平成 27 年 10 月 26 日 (月) 先着 120 名

(申込受付時に下記の返信を送ります)

- 開催日時：
平成 27 年 11 月 2 日 (月) 13 時 30 分
- 会場：仏教伝道センタービル
8 階 「和」
港区芝 4-3-14 Tel 03-3455-5851
(右の図をご参照ください。)
JR 田町駅西口 (三田口) 徒歩 8 分
都営地下鉄三田駅(A9 出口) 徒歩 2 分

3. 申込先 (一社) 日本労働安全衛生
コンサルタント会 東京支部
〒108-0023 港区芝浦 2-2-15-301
キョウエイハイツ田町
FAX : 03-3453-7505
メールアドレス：
jashcont@basil.ocn.ne.jp
FAX、メールで申込願います。



(以下は記入不要です。)

受付番号 _____

様

「職場の受動喫煙防止対策説明会」のお申し込みを受け付けました。

____ 月 ____ 日 コンサルタント会東京支部 事務局